

訴訟事件の判決及び同判決に対する控訴の提起について

1 事件名

裁決取消請求事件（東京地方裁判所 平成28年（行ウ）第495号）

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成28年(2016年)10月25日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成29年(2017年)6月28日 東京地方裁判所で一部却下、一部棄却判決の言渡し

7月3日 東京高等裁判所に控訴の提起

4 事案の概要

本件は、原告が中野区福祉事務所長から受けた生活保護費の返還決定及び徴収決定の各取消し（5(1)のアからウまで）並びに当該徴収決定に係る徴収金について同福祉事務所長から受けた督促及び当該督促に係る審査請求に対し中野区長から受けた裁決の各取消し（5(1)のエ及びオ）を求めるとともに、当該返還決定等に係る返還金等の額が過大であり、原告は本来支払うべき額を超える支払をしたとして、被告に対し損害賠償請求権又は不当利得返還請求権に基づき、160万円の支払（5(1)のカ）を求めたものである。

5 請求及び原因

(1) 請求内容

ア 中野区福祉事務所長が原告に対し平成12年9月27日頃にした生活保護法第63条に基づき116万7,000円の返還を求める旨の決定を取り消す。

イ 中野区福祉事務所長が原告に対し平成17年6月28日頃にした生活保護法（平成25年法律第104号による改正前のもの）第78条に基づき105万1,570円を徴収する旨の決定を取り消す。

ウ 中野区福祉事務所長が原告に対し平成18年12月12日頃にした生活保護法第

63条に基づき7万6,050円の返還を求める旨の決定を取り消す。

エ 中野区福祉事務所長が原告に対し平成28年3月11日付けでしたイの決定に係る徴収金のうち80万1,570円についての督促を取り消す。

オ 中野区長が原告に対し平成28年10月20日付けでしたエの督促についての審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。

カ 被告は、原告に対し、160万円を支払え。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア (1)のアからウまでの決定について、決定された返還金及び徴収金の額はいずれも過大であるから、当該返還決定及び徴収決定は違法・無効である。

イ (1)のイの徴収決定は違法・無効であり、(1)のエの督促に係る未納金の額も過大であるから、当該督促は違法である。

ウ (1)のオの裁決について、正当な理由なく文書等の閲覧請求を拒んだ点などから、当該裁決には固有の瑕疵がある。

エ (1)のアからウまでの各決定に係る返還金及び徴収金の額はいずれも過大であり、原告は本来支払うべき返還金及び徴収金の額を超える支払をしており、その超過額は160万円を下らないことから、被告に対し同額の損害賠償請求又は不当利得返還請求をすることができる。

6 判決

(1) 主文

ア 本件訴えのうち、中野区福祉事務所長が原告に対し平成12年9月27日頃にした生活保護法第63条に基づき116万7,000円の返還を求める旨の決定、平成17年6月28日頃にした生活保護法（平成25年法律第104号による改正前のもの）第78条に基づき105万1,570円を徴収する旨の決定及び平成18年12月12日頃にした生活保護法第63条に基づき7万6,050円の返還を求める旨の決定の各取消しを求める部分を却下する。

イ 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 5(1)のアからウまでの各決定の取消しの訴えは、審査請求の前置がなく、かつ、

出訴期間を徒過して提起されたものであり、不適法である。

イ 5(1)のア及びウの決定について、原告は、生活保護費を受給していた期間に、保険会社から損害賠償金及び損害のてん補金を収受しており、生活保護法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に当たるところ、中野区福祉事務所長は、原告が受けた収入額から処理基準に所定の金額等を控除して、返還金額を決定したものであるから、その金額を含めて、違法・無効とすべき事由はない。

ウ 5(1)のイの決定について、原告は、給与収入や損害賠償の収入を得ており、これらの収入について申告が必要であることの認識があったにもかかわらず、その収入を申告することなく生活保護費を受給したため、生活保護法（平成25年法律第104号による改正前のもの）第78条の「不正な手段により保護を受け」た者に該当し、また、同条に基づく徴収は、保護費の不正流出による損失のてん補という趣旨のほかに、不正受給者に対する制裁としての性質をも有するものであることを否定できず、必要経費を控除せずに徴収額を決定することにも相応の合理性がないとはいえないから、当該決定がこの点において当然に違法・無効の瑕疵を帯びるとまでいうことはできないため、その金額を含めて、違法・無効とすべき事由は認められない。

エ ウに記載のとおり、5(1)のイの決定は、その金額を含めて違法・無効とすべき事由は認められないから、当該決定に係る徴収金の債権は、地方自治法第283条第1項及び第231条の3第1項の地方公共団体の歳入として、有効に成立したものと解される。そして、5(1)のエの督促が行われた時点の当該徴収決定の未納金の額は80万1,570円であったことが認められるため、当該督促は違法なものとは認められない。

オ 5(1)のオの裁決について、原告は裁決固有の瑕疵を主張するが、被告が行政不服審査法（平成26年法律第68号による改正前のもの）第33条第2項に違反して正当な理由なく文書等の閲覧の請求を拒んだと認められる証拠がなく、また、同法第25条第1項ただし書に違反して口頭による意見陳述の機会を与えなかったことについても、審査請求人又は参加人による口頭での意見陳述の申立てがあったことが前提となるところ、このような申立てがあったことを認めるに足りる証拠はないことから、当該裁決は違法なものとは認められない。

カ イ及びウのとおり、5(1)のアからウまでの各決定についてその金額を含め違法・無効とすべき事由は認められないから、当該各決定に係る返還金及び徴収金の額が過大であるということとはできず、また、これらの返還金及び徴収金について原告が本来支払うべき額を超える支払をしているということもできないため、原告の被告に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求は、その前提を欠くものとして理由がない。

7 控訴の提起

(1) 事件名

裁決取消請求控訴事件（東京高等裁判所 平成29年（行コ）第217号）

(2) 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区

(3) 控訴の趣旨

ア 原判決を取り消す。

イ 被控訴人は控訴人に対し、金160万円を支払え。

ウ 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。